

(平成24年11月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和41年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月26日から同年11月1日まで

私は、昭和41年4月1日から平成15年9月18日までB社で継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。当該期間は、A社D支店から新たにオープンした同社C支店に転勤した時期に当たる。

調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員名簿、雇用保険の記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和41年9月26日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和41年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社C支店は、昭和41年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所ではない。しかし、申立人及び同僚7人の供述から、同事業所の事業は物の販売であり、申立期間当時、同事業所には5人以上の従業員が常時勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社C支店は申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。